

## エチオナミド100mg腸溶錠

### 溶出試験

[pH1.2] 本品1個をとり、試験液に崩壊試験法の第1液900mLを用い、溶出試験法第2法により、毎分50回転で試験を行う。溶出試験開始120分後、溶出液20mL以上をとり、孔径0.45 $\mu\text{m}$ 以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液約10mLを除き、次のろ液から2mLとり、試験液を加えて正確に20mLとし、試料溶液とする。別にエチオナミド標準品を105°Cで3時間乾燥し、その約20mgを精密に量り、メタノール20mLを加えて溶かした後、試験液を加えて正確に200mLとする。この液2mLを正確に量り、同じ試験液を加えて正確に20mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、紫外可視吸光度測定法により測定を行い、それぞれのエチオナミドの吸光度 $A_T$ 及び $A_S$ を求める。

本品の120分間の溶出率が5%以下のときは適合とする。

エチオナミド( $\text{C}_8\text{H}_{10}\text{N}_2\text{S}$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_S \times \frac{A_T}{A_S} \times \frac{1}{C} \times 450$$

$W_S$  : エチオナミド標準品の量 (mg)

$C$  : 1錠中のエチオナミド( $\text{C}_8\text{H}_{10}\text{N}_2\text{S}$ )の表示量 (mg)

[pH6.8] 本品1個をとり、試験液にpH6.8のリン酸塩緩衝液(1→2)900mLを用い、溶出試験法第2法により、毎分50回転で試験を行う。溶出試験開始45分後、溶出液20mL以上をとり、孔径0.45 $\mu\text{m}$ 以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液約10mLを除き、次のろ液から2mLとり、試験液を加えて正確に20mLとし、試料溶液とする。別にエチオナミド標準品を105°Cで3時間乾燥し、その約20mgを精密に量り、メタノール20mLを加えて溶かした後、試験液を加えて正確に200mLとする。この液2mLを正確に量り、同じ試験液を加えて正確に20mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、紫外可視吸光度測定法により測定を行い、それぞれのエチオナミドの吸光度 $A_T$ 及び $A_S$ を求める。

本品の45分間の溶出率が85%以上のときは適合とする。

エチオナミド( $\text{C}_8\text{H}_{10}\text{N}_2\text{S}$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_S \times \frac{A_T}{A_S} \times \frac{1}{C} \times 450$$

$W_S$  : エチオナミド標準品の量 (mg)

$C$  : 1錠中のエチオナミド( $\text{C}_8\text{H}_{10}\text{N}_2\text{S}$ )の表示量 (mg)

### 試験条件

測定波長 : 288nm

エチオナミド標準品 エチオナミド（日局）ただし、乾燥したものを定量するとき、  
エチオナミド( $C_8H_{10}N_2S$ )99.0%以上を含むもの